

第7号議案

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第21号）等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年6月9日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項各号」を「第19条各号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第5条第2項第3号中「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第7条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第16条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第36条中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第37条中「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第45条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第52条第3項及び第53条第2項中「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

(亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正)

第2条 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例（平成27年亀岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ア中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

(亀岡市立認定こども園条例の一部改正)

第3条 亀岡市立認定こども園条例（令和元年亀岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条3号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

(亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例)

第4条 亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業の運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例案要綱

- 1 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、関係する条例の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。